

甘樂西部環境衛生施設組合分別収集計画

令和4年6月

甘楽西部環境衛生施設組合分別収集計画目次

1、計画策定の意義	3
2、基本的事項	3
3、計画期間	3
4、対象品目	3
5、各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	4
(法第8条第2項第1号)	
6、容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項	4
(法第8条第2項第2号)	
7、分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装 廃棄物の収集に係る分別の区分	5
(法第8条第2項第3号)	
8、各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で 定める物の量の見込み	6
(法第8条第2項第4号)	
9、各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で 定める物の量の見込みの算定方法	7
10、分別収集を実施する者に関する基本的な事項	7
(法第8条第2項第5号)	
11、分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	8
(法第8条第2項第6号)	
12、その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	8
(法第8条第2項第7号)	
《資料》	9～10

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済、ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本組合においては、平成15年3月に待望のリサイクルセンターが完成し、中間処理施設として選別、圧縮、梱包等順調に稼働している。

本計画は、このような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、住民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、もって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的事項

本計画を実施するに当たり基本の方針を以下に示す。

- ・甘楽西部環境衛生施設組合を構成する下仁田町、南牧村が協力し、ごみの減量、再資源化の取り組み及びリサイクル運動を推進する。
- ・環境保全と資源の有効利用を図る。
- ・中間処理は、甘楽西部環境衛生施設組合で行う。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトルを対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

(トン)	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
容器包装廃棄物	100	97	94	91	89
内下仁田町分	75	73	71	69	67
内南牧村分	25	24	23	22	22

6 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項

(法第8条第8項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施にあたっては、甘楽西部環境衛生施設組合を構成する下仁田町、南牧村の行政、住民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

構成する両町村では、ごみの減量の推進やリサイクルを促進するために各種の方策を実施する。

・環境教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場における副読本等を活用した環境教育、リサイクルの取組みやごみ処理施設の見学会などあらゆる機会を活用し、ごみ排出量の増大、ごみ処理に要する経費の急増等ごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

・買い物袋の持参の徹底

繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバッグ）の持参の徹底等の普及啓発を行う。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、住民の協力度、甘楽西部環境衛生施設組合が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集にする容器包装	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主として ガラス製 の容器  無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他の色のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのも（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆを充てんするためのも	ペットボトル

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(法第8条第2項第4号)

品目	開始年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
スチール製容器	5	10.1t		9.8t		9.5t		9.2t		8.9t	
アルミ製容器	5	8.9t		8.6t		8.3t		8.1t		7.9t	
無色ガラス製容器	5	(合計) 20.0t		(合計) 19.4t		(合計) 18.8t		(合計) 18.3t		(合計) 17.8t	
		(容リ協引渡) 20.0t	(独自処理) 0t	(容リ協引渡) 19.4t	(独自処理) 0t	(容リ協引渡) 18.8t	(独自処理) 0t	(容リ協引渡) 18.3t	(独自処理) 0t	(容リ協引渡) 17.8t	(独自処理) 0t
茶色ガラス製容器	5	(合計) 25.2t		(合計) 24.4t		(合計) 23.7t		(合計) 23.0t		(合計) 22.3t	
		(容リ協引渡) 25.2t	(独自処理) 0t	(容リ協引渡) 24.4t	(独自処理) 0t	(容リ協引渡) 23.7t	(独自処理) 0t	(容リ協引渡) 23.0t	(独自処理) 0t	(容リ協引渡) 22.3t	(独自処理) 0t
その他のガラス製容器	5	(合計) 7.4t		(合計) 7.2t		(合計) 7.0t		(合計) 6.8t		(合計) 6.6t	
		(容リ協引渡) 7.4t	(独自処理) 0t	(容リ協引渡) 7.2t	(独自処理) 0t	(容リ協引渡) 7.0t	(独自処理) 0t	(容リ協引渡) 6.8t	(独自処理) 0t	(容リ協引渡) 6.6t	(独自処理) 0t
紙パック	5	0.3t									
段ボール	5	16.1t		15.6t		15.1t		14.6t		14.2t	
紙製容器包装 (紙パックを除く。)		(合計) t		(合計) t		(合計) t		(合計) t		(合計) t	
		(容リ協引渡) t	(独自処理) t								
ペットボトル	5	(合計) 11.8t		(合計) 11.4t		(合計) 11.1t		(合計) 10.8t		(合計) 10.5t	
		(容リ協引渡) 11.8t	(独自処理) 0t	(容リ協引渡) 11.4t	(独自処理) 0t	(容リ協引渡) 11.1t	(独自処理) 0t	(容リ協引渡) 10.8t	(独自処理) 0t	(容リ協引渡) 10.5t	(独自処理) 0t
その他のプラスチック製容器包装		(合計) t		(合計) t		(合計) t		(合計) t		(合計) t	
		(容リ協引渡) t	(独自処理) t								
うち白色トレイ		(合計) t		(合計) t		(合計) t		(合計) t		(合計) t	
		(容リ協引渡) t	(独自処理) t								

(注1) 独自処理量とは、指定法人への引渡さず、市町村が独自に再商品化を行う量を記入する。

(注2) 合計とは、引渡さずと独自処理量の和のことを意味する。

(注3) 開始年度は、当該品目をこの計画の中で何年度から分別収集を行うかを記入する。

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算出方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第3項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

＝直近年度の分別基準適合物の収集実績×人口変動率

また、人口変動率は、次のとおり設定した。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
8,327人 (対前年度比) 97.0%	8,077人 (対前年度比) 97.0%	7,835人 (対前年度比) 97.0%	7,600人 (対前年度比) 97.0%	7,372人 (対前年度比) 97.0%
下仁田町 6,767人 南牧村 1,560人	下仁田町 6,564人 南牧村 1,513人	下仁田町 6,367人 南牧村 1,468人	下仁田町 6,176人 南牧村 1,424人	下仁田町 5,991人 南牧村 1,381人

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬の段階	選別・保管の段階
缶	アルミ	缶類	委託業者による定期回収及び集団回収	組合
	スチール			
紙	紙パック	紙類	委託業者による定期回収及び集団回収	組合
	段ボール			
びん	無色びん	びん類	委託業者による定期回収及び集団回収	組合
	茶色びん			
	その他びん			
ペットボトル		ペットボトル	委託業者による定期回収	組合

1 1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第 8 条第 2 項第 6 号）

当組合では、平成 1 5 年度からリサイクルセンターにおいて選別・圧縮・保管等を行っている。

分別収集の用に供する施設

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収 集 車	中 間 処 理
ア ル ミ	缶 類	袋	平ボデー車	リサイクルセンター
ス チ ール				
無 色 び ん	びん類	袋	平ボデー車	リサイクルセンター
茶 色 び ん				
そ の 他 び ん				
紙 パ ッ ク	紙 類	袋 又はしぼる	平ボデー車	ストックヤード
段 ボ ール				
ペットボトル	ペットボトル	袋	平ボデー車	リサイクルセンター

1 2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

（法第 8 条第 2 項第 7 号）

- ・ごみの減量化及び資源の再生利用を図るため、自治会、P T A等の各種団体による有価物の回収に対し、甘楽西部環境衛生施設組合を構成する下仁田町、南牧村で補助金の交付を行う。
- ・毎年度、分別収集見込量と実績量との乖離の有無を確認し、記録することが必要である。また、乖離があった場合には、3年後の計画確定時には、その記録を基に事後評価を行う。

《資料編》

- ・容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の見込み
4ページ8－法第8条第2項第4号の内

下仁田町

品目	開始年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
スチール製容器	5	7.6 t		7.4 t		7.1 t		6.9 t		6.7 t	
アルミ製容器	5	6.7 t		6.5 t		6.2 t		6.1 t		5.9 t	
無色ガラス製容器	5	(合計) 15.0 t		(合計) 14.6 t		(合計) 14.1 t		(合計) 13.7 t		(合計) 13.4 t	
		(引渡) 15.0 t	(独自) 0 t	(引渡) 14.6 t	(独自) 0 t	(引渡) 14.1 t	(独自) 0 t	(引渡) 13.7 t	(独自) 0 t	(引渡) 13.4 t	(独自) 0 t
茶色ガラス製容器	5	(合計) 18.9 t		(合計) 18.3 t		(合計) 17.8 t		(合計) 17.3 t		(合計) 16.7 t	
		(引渡) 18.9 t	(独自) 0 t	(引渡) 18.3 t	(独自) 0 t	(引渡) 17.8 t	(独自) 0 t	(引渡) 17.3 t	(独自) 0 t	(引渡) 16.7 t	(独自) 0 t
その他ガラス製容器	5	(合計) 5.6 t		(合計) 5.4 t		(合計) 5.3 t		(合計) 5.1 t		(合計) 5.0 t	
		(引渡) 5.6 t	(独自) 0 t	(引渡) 5.4 t	(独自) 0 t	(引渡) 5.3 t	(独自) 0 t	(引渡) 5.1 t	(独自) 0 t	(引渡) 5.0 t	(独自) 0 t
紙パック	5	0.2 t									
段ボール	5	12.1 t		11.7 t		11.3 t		11.0 t		10.7 t	
紙製容器包装 (紙パックを除く。)		(合計) t		(合計) t		(合計) t		(合計) t		(合計) t	
		(引渡) t	(独自) t								
ペットボトル	5	(合計) 8.9 t		(合計) 8.6 t		(合計) 8.3 t		(合計) 8.1 t		(合計) 7.9 t	
		(引渡) 8.9 t	(独自) 0 t	(引渡) 8.6 t	(独自) 0 t	(引渡) 8.3 t	(独自) 0 t	(引渡) 8.1 t	(独自) 0 t	(引渡) 7.9 t	(独自) 0 t
その他プラスチック製容器包装		(合計) t		(合計) t		(合計) t		(合計) t		(合計) t	
		(引渡) t	(独自) t								
うち白色トレイ		(合計) t		(合計) t		(合計) t		(合計) t		(合計) t	
		(引渡) t	(独自) t								

(注1) 独自処理量とは、指定法人への引渡額でなく、市町村が独自に再商品化を行う量を記入する。

(注2) 合計とは、引渡額と独自処理量の和のことを意味する。

(注3) 開始年度は、当該品目をこの計画の中で何年度から分別収集を行うかを記入する。

南牧村

品 目	開始 年度	令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度		令和 8 年度		令和 9 年度	
スチール製容 器	5	2.5 t		2.4 t		2.4 t		2.3 t		2.2 t	
アルミ製容器	5	2.2 t		2.1 t		2.1 t		2.0 t		2.0 t	
無色ガラス製 容器	5	(合計) 5.0 t		(合計) 4.8 t		(合計) 4.7 t		(合計) 4.6 t		(合計) 4.4 t	
		(引渡 量) 5.0 t	(独自 処理 量) 0 t	(引渡 量) 4.8 t	(独自 処理 量) 0 t	(引渡 量) 4.7 t	(独自 処理 量) 0 t	(引渡 量) 4.6 t	(独自 処理 量) 0 t	(引渡 量) 4.4 t	(独自 処理 量) 0 t
茶色ガラス製 容器	5	(合計) 6.3 t		(合計) 6.1 t		(合計) 5.9 t		(合計) 5.7 t		(合計) 5.6 t	
		(引渡 量) 6.3 t	(独自 処理 量) 0 t	(引渡 量) 6.1 t	(独自 処理 量) 0 t	(引渡 量) 5.9 t	(独自 処理 量) 0 t	(引渡 量) 5.7 t	(独自 処理 量) 0 t	(引渡 量) 5.6 t	(独自 処理 量) 0 t
その他ガラ製 容器ス	5	(合計) 1.8 t		(合計) 1.8 t		(合計) 1.7 t		(合計) 1.7 t		(合計) 1.6 t	
		(引渡 量) 1.8 t	(独自 処理 量) 0 t	(引渡 量) 1.8 t	(独自 処理 量) 0 t	(引渡 量) 1.7 t	(独自 処理 量) 0 t	(引渡 量) 1.7 t	(独自 処理 量) 0 t	(引渡 量) 1.6 t	(独自 処理 量) 0 t
紙パック	5	0.1 t									
段ボール	5	4.0 t		3.9 t		3.8 t		3.6 t		3.5 t	
紙製容器包装 (紙パックを 除く。)		(合計) t		(合計) t		(合計) t		(合計) t		(合計) t	
		(引渡 量) t	(独自 処理 量) t								
ペットボトル	5	(合計) 2.9 t		(合計) 2.8 t		(合計) 2.8 t		(合計) 2.7 t		(合計) 2.6 t	
		(引渡 量) 2.9 t	(独自 処理 量) 0 t	(引渡 量) 2.8 t	(独自 処理 量) 0 t	(引渡 量) 2.8 t	(独自 処理 量) 0 t	(引渡 量) 2.7 t	(独自 処理 量) 0 t	(引渡 量) 2.6 t	(独自 処理 量) 0 t
その他プラス チック製容器 包装		(合計) t		(合計) t		(合計) t		(合計) t		(合計) t	
		(引渡 量) t	(独自 処理 量) t								
うち白 色トレイ		(合計) t		(合計) t		(合計) t		(合計) t		(合計) t	
		(引渡 量) t	(独自 処理 量) t								

(注 1) 独自処理量とは、指定法人への引渡額でなく、市町村が独自に再商品化を行う量を記入する。

(注 2) 合計とは、引渡額と独自処理量の和のことを意味する。

(注 3) 開始年度は、当該品目をこの計画の中で何年度から分別収集を行うかを記入する。